

平成27年度 中小企業金融のしおり

山梨県の制度融資とは・・・

県と金融機関が協調して、原則として県信用保証協会の保証をつけて中小企業向けの融資を行います。

県が制度を定め、融資原資の一部を県が預託することにより、中小企業の皆様に低利・固定、長期の資金を融資する仕組みとなっています。

金融機関にお申し込みいただき、金融機関と県信用保証協会の審査の後、融資が実行されます。

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/shigoto/shokogyo/shogyo/yushi.html>
または「山梨県 商業振興金融課」で検索し、「金融担当」をクリックしてください。

融資全般についての御相談は

中小企業金融相談窓口 055-223-1554(直通)

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階

山梨県商工業振興資金の御相談は

県商業振興金融課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階 TEL055-223-1538(直)
FAX055-223-1547

Eメール: shougyo@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県産業労働部

利用いただける方

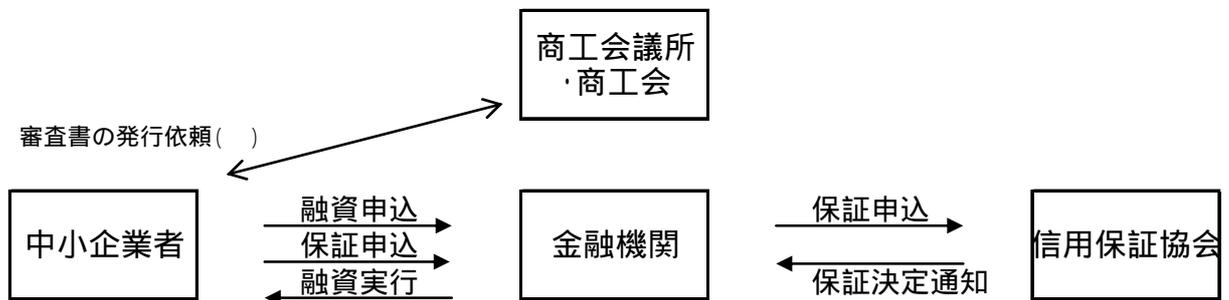
- ・ 県内に事業所があり、原則として1年以上事業を営んでいる中小企業者の方又は組合
中小企業者とは・・・従業員数、資本金のいずれかが次に該当する企業

業種	従業員数	資本金・出資金
サービス業	100人以下	5千万円以下
小売業	50人以下	5千万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業・その他	300人以下	3億円以下
特	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下 3億円以下
例	ソフトウェア業	300人以下 3億円以下
	情報処理サービス業	300人以下 3億円以下
	旅館業	200人以下 5千万円以下
	医療法人	300人以下 (条件なし)

組合とは・・・特別の法律により設立された次の組合をいいます。

事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等及びその連合会

融資の流れ



保証なし融資については、金融機関を経由して県商業振興金融課へお申し込みください。

「中小企業金融相談窓口」をご利用ください

県では、「中小企業金融相談窓口」を設置し、中小企業の方に、県の融資制度の紹介や様々な金融に関する相談を受け付けています。お気軽に御相談ください。

相談日	土曜、日曜、祝日を除く毎日
相談時間	午前9時～午後4時(正午から1時までを除く)
相談場所	県庁別館3階(商業振興金融課内)
相談体制	専門相談員1名(勤務日:水・木・金) 商業振興金融課員
問い合わせ先	中小企業金融相談窓口(商業振興金融課内) 055-223-1554

主な融資のご案内

不況業種対策融資（国が指定する不況業種が対象）

- ・ 売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者を支援する融資です。
最近3か月の売上高等が前年比で5%以上減少している場合に利用できます。
原油及び石油製品等の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため収益が圧迫され、経営の安定に支障が生じている場合に利用できます。

（中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>） 金融サポート
セーフティネット保証制度 5号 で確認できます。）

（融資限度額） 運転 5,000万円
（金利） 1.5%（5年以内） 1.7%（10年以内）
（保証料率） 0.9%（一律）（償還期間） 運転10年以内（1年以内の据置を含む）

経営環境変動対策融資

- ・ 売上高の減少などにより業況が悪化している中小企業者を支援する融資です。
- ・ 最近3か月の売上高（または受注量）が前年比で5%以上減少しているか、最近3か月の売上原価率が前年比で上昇している場合に利用できます。

（融資限度額） 運転 5,000万円
（金利） 1.7%（5年以内） 1.9%（10年以内）
（保証料率） 0.45%～1.9%（償還期間） 運転10年以内（1年以内の据置を含む）

小規模企業サポート融資

- ・ 小規模企業者（常用雇用者20人以下等）を対象とした、無担保・無保証人（ ）の融資です。（法人の場合は、代表者1名の保証人が必要です。）
- ・ 県信用保証協会の保証債務残高が1,250万円になるまで融資が可能です。
- ・ 信用保証料率が県補助により通常の半額となります。

（融資限度額） 設備・運転 1,250万円
（金利） 2.1%（保証料率） 0.25%～1.1%
（償還期間） 設備7年以内、運転5年以内（いずれも1年以内の据置を含む）

起業家支援融資

- ・ 新規に開業又は分社化したり、開業又は分社化後5年未満の場合に利用できる、県信用保証協会が100%保証する無担保・無保証人（ ）の融資です。
（法人の場合は、代表者1名の保証人が必要です。）

（融資限度額） 設備・運転 2,500万円
（ただし、創業前の方は、1,000万円を超える部分は自己資金の範囲内）
（金利） 2.1%（保証料率） 0.9%（一律）
（償還期間） 設備7年以内、運転5年以内（いずれも1年以内の据置を含む）

新分野進出支援融資

- ・ 他業種への転換や経営の多角化、新技術・新製品の開発・商品化など新たな分野へ進出をしたい中小企業者を支援する融資です。

（融資限度額） 設備 8,000万円、運転 3,000万円
（金利） 1.7%（保証料率） 0.45%～1.9%
（償還期間） 設備10年以内、運転5年以内（設備2年以内、運転1年以内の据置を含む）

こんな時に利用できます

融資名と番号は次ページからの一覧表の番号、融資名に対応しています。

新たに事業展開したい

経営基盤の強化や新たな事業の展開をしたいとき	地場中小企業育成融資
観光施設等の新設や改築、改修のための資金が必要なとき	観光施設整備融資
企業立地のための資金が必要なとき	企業立地促進融資
新規に開業したり分社化するとき	起業家支援融資
業種転換、経営多角化、事業承継の資金が必要なとき . . .	新分野進出支援融資
新技術・新製品の研究開発、企業化等の資金が必要なとき	新分野進出支援融資
成長分野に関連する事業のための資金が必要なとき	成長産業分野支援融資

資金繰りを改善したい

小規模事業者で事業運営に資金が必要なとき	小規模企業サポート融資
取引先が倒産し売掛金が回収不能となったとき	経済変動対策融資 (連鎖倒産防止関係)
自分の業種が不況業種に指定され、最近3か月の 売上高が5%以上落ち込んでいるとき	経済変動対策融資 (不況業種対策関係)
最近3か月の売上高が5%以上落ち込んでいるとき 又は、仕入価格が上昇しているとき	経済変動対策融資 (経営環境変動対策関係)

事業環境を改善したい

環境対策のための資金が必要なとき	環境対策融資
福祉に配慮した施設を整備するための資金が必要なとき . .	福祉のまちづくり推進融資

経営改善に取り組みたい

中小企業再生支援協議会等の支援を受けて経営改善に取り組むとき	経営再生支援融資
金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善に取り組むとき	経営力強化融資

その他

通常の事業運営に資金が必要なとき	事業促進融資
----------------------------	--------

山梨県商工業振興資金融資制度

設備 = 設備資金、運転 = 運転資金、一企業限度 = 設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金用途	年利	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人	取扱金融機関
経営安定資金	事業促進融資	中小企業者等	合理化、近代化等に必要な資金 一定の自己資本比率以下であり、 企業体質の強化に必要な資金 経営拡大に必要な資金	責任共有 2.3% *	設備 5,000万円 7年以内 (1年) 運転 2,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	商工中金 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
	連鎖倒産防止関係	中小企業者等	取引先企業の倒産等による連鎖倒産防止に必要な資金	責任共有 償還期間 5年以内 1.7% 10年以内 1.9%	運転 8,000万円 10年以内 (1年) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 中小企業信用保険法 ← 第2条第5項第1号(大型倒産)の場合 ・全部保証 ・5年以内 1.5% ・10年以内 1.7% </div>	保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
	経済変動対策	不況業種対策関係	次のいずれかに該当する者 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 最近3か月の売上高又は受注量が、前年同期と比べ5%以上減少している者 原油及び石油製品等の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため収益が圧迫され、経営の安定に支障が生じている者	全部保証 償還期間 5年以内 1.5% 10年以内 1.7%	運転 5,000万円 10年以内 (1年)		
	融資	経営別安定関係	次のいずれかに該当する者 最近3か月の売上高等が20%以上減少している者 最近1か月の売上高等が20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者 中小企業信用保険法第2条第5項第7号、第8号に該当する者	責任共有 1.8% *	運転 2,000万円 7年以内 (1年)		
	資金	経営環境変係動	中小企業者等 次のいずれかに該当する者 最近3か月の売上高又は受注量が5%以上減少している者 原油や原材料価格の高騰等により、最近3か月の売上高に占める「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加している者	責任共有 償還期間 5年以内 1.7% 10年以内 1.9%	運転 5,000万円 10年以内 (1年)		

山梨県商工業振興資金融資制度

設備 = 設備資金、運転 = 運転資金、一企業限度 = 設備資金、運転資金あわせの企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人	取扱金融機関
経営安定資金	経済変動対策融資	中小企業者等 次のいずれかに該当する者 法第2条第5項第4号の規定に基づく指定地域内において、1年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる者 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第2条第1項の規定に基づく指定区域内において、1年以上の実績があり、かつ、同法の指定災害により直接被害を受けた者		全部保証 1.6%	設備 5,000万円 10年以内 (1年) 運転 5,000万円 7年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
		中小企業者等 次のいずれかに該当する者 (政令で指定する被災区域) 被災区域内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所に直接損害を受けた者 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する者 被災区域内で震災前から継続して事業を行っている者で、震災の影響を受けた後、原則として最近3カ月間の売上高等が3年前同期比10%以上減少している者	全部保証 1.6%	設備 3,000万円 10年以内 (2年) 運転 3,000万円 10年以内 (2年) 一企業限度 3,000万円	政令で指定する被災区域 岩手県、宮城県、福島県の全域 青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県 長野県の一部		
	小規模企業サポート融資 常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業にあっては5人)以下の法人・個人等 [中小企業信用保険法第2条第3項の 小規模企業者]	事業運営に必要な資金 (本融資申込額と保証協会の既保証債務残高の合計が1,250万円以下であること)	全部保証 2.1% *	設備 1,250万円 7年以内 (1年) 運転 1,250万円 5年以内 (1年) 一企業限度 1,250万円	担保:不要 保証人 個人:不要 法人:代表者1人		
経営力強化資金	経営再生支援融資	中小企業者等	山梨県中小企業再生支援協議会もしくははやまなし企業支援ネットワークの経営サポート会議の支援を受けて策定した経営改善計画の実施に必要な資金	責任共有 2.3% *	設備 5,000万円 10年以内 (1年) 運転 5,000万円 10年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	
	経営力強化融資	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	事業計画の実施に必要な資金	責任共有 2.0% 全部保証 1.8%	設備 5,000万円 7年以内 (1年) 運転 5,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	

山梨県商工業振興資金融資制度

設備 = 設備資金、運転 = 運転資金、一企業限度 = 設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人	取扱金融機関
地場中小企業等育成資金	地場中小企業育成融資	県内に本社を有し、製造業を主たる事業として営む中小企業者等	経営基盤の強化、経営管理の合理化、技術力の向上、資本装備の充実、人材の育成のための資金 新たな事業の展開、技術・情報の交流、市場の開拓、商品開発力の強化のための資金	責任共有 2.2% *	設備 5,000万円 7年以内 (1年) 運転 2,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 5,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	商工中金 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
	観光施設整備融資	中小企業者等	観光施設等の新設や改築、改修に必要な資金	責任共有 2.3% *	設備 1億円 10年以内 (2年)		商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
	企業立地促進融資	地方公共団体等によって造成された工業団地等に立地しようとする企業 頭脳立地法に基づき、造成された工業団地(中核的業務用地)に立地しようとする企業	立地するために必要な資金	責任共有 2.3% * 責任共有 2.0% *	設備 3億円 10年以内 (2年) 土地取得を含む 設備 5億円 10年以内 (3年) 土地取得を含む		
新産業開発資金	起業家支援融資	次のいずれかに該当する者 新規に事業を始めようとする者又は開業後5年未満の者 分社化しようとする者又は分社化後5年未満の者	開業、分社化等に必要な資金	全部保証 2.1%	設備 2,500万円 7年以内 (1年) 運転 2,500万円 5年以内 (1年) 一企業限度 2,500万円 (ただし、新規に事業を始める者については、1,000万円を超える部分は自己資金の範囲内)	担保:不要 保証人 個人:不要 法人:代表者1人	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合
	新分野進出支援融資	中小企業者等	他の業種への転換又は品種転換に必要な資金 多角化経営に必要な資金 営業譲受等を行う資金 経営者の死亡又は退任等に起因する事業の承継を図るための資金 中小企業新事業活動促進法等の計画認定を受けた者等 やまなし産業支援機構の債務保証に基づく資金 デザイン及び新技術・新製品等の研究開発や企業化・商品化に必要な資金 企業体質強化のための販路開拓等(海外を含む)に必要な資金	責任共有 1.7% *	設備 8,000万円 10年以内 (2年) 運転 3,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 8,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	

山梨県商工業振興資金融資制度

設備 = 設備資金、運転 = 運転資金、一企業限度 = 設備資金、運転資金あわせた企業融資限度額

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利	貸付限度額 償還期間 (据置期間)	担保保証人	取扱金融機関		
新産業開発資金	成長産業分野支援融資	山梨県産業振興ビジョンに成長産業分野として定めている5分野11領域に係る事業を営むもの	成長産業分野の事業に必要な資金	責任共有 2.0%	* 設備 10,000万円 10年以内 (1年) 運転 2,000万円 5年以内 (1年) 一企業限度 10,000万円	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合		
環境等対策資金	環境対策融資	中小企業者等	事業活動で生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金 「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金 ISO14000認定取得及びHACCP(ハサップ)導入資金 地震災害の防止対策のための施設、設備の整備に要する資金 特定防火対象物の防火対策のために必要な施設、設備の改善に必要な資金 リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金 低排出ガス車に認定された自動車の購入、粒子状物質減少装置の整備に要する資金	責任共有 2.0%	* 設備 5,000万円 7年以内 (1年)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として、第三者保証人は不要	商工中金 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合		
								山小屋等のトイレの整備に要する資金	設備 5,000万円 10年以内 (1年)
								産業廃棄物を処理するための施設、設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金	設備 2億円 10年以内(2年) 運転 2,000万円 7年以内(2年) 一企業限度 2億円
								省エネルギーに資する施設、設備の整備に要する資金	設備 1億円 10年以内 (1年)
福祉のまちづくり推進融資	福祉のまちづくり推進融資	中小企業者等	事業所、店舗等の新築及び改修に際し、障害者等に配慮した施設、設備の整備に要する経費	責任共有 2.0%	* 設備 3,000万円 7年以内 (1年)				

「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関の負担はゼロ)する制度です。

保証を条件としない場合の金利は、全部保証の金利に0.3%上乗せした金利又は責任共有の金利に0.1%上乗せした金利となります。

*のある融資については、条件が整った場合に限り全部保証でも利用が可能です。

各種制度のご案内

短期事業資金（運転資金）

融資対象	年利	貸付期間	貸付限度額	取扱窓口
従業員数20人以下の中小企業者等 ²	責任共有 1.8%	6ヶ月以内	法人、個人とも、500万円	山梨中央銀行・信用金庫・信用組合
	全部保証 1.6%			
事業協同組合等	責任共有 1.6%		組合7,000万円 構成員 500万円	商工中金
	全部保証 1.4%			

- 1 「保証を条件としない金利」については、前々ページの欄外を参照してください。
- 2 商業・サービス業は5人以下

設備貸与制度

()は、特別利率

融資対象	区分	金利	貸与期間	貸与限度額	取扱窓口
従業員数20人以下の中小企業者等 ¹	割賦	2.40% (1.8%又は3.0%)	10年以内	100～10,000万円	やまなし産業支援機構 055-243-1888
	リース	2.983～1.030% (2.953～0.990%) 又は (3.013～1.060%)	3年～10年		
中小企業者	割賦	2.45% (1.85%又は3.05%)	10年以内		
	リース	2.996～1.040% (2.965～1.002%) 又は (3.025～1.069%)	3年～10年		

- 1 商業・サービス業は5人以下

信用保証協会のご案内

山梨県信用保証協会は、中小企業のみなさんが、金融機関から融資を受けられる場合に、みなさんの保証人となって借入れを容易にすることを目的に設立された公共機関です。

山梨県信用保証協会

本 所 甲府市飯田2-2-1（中小企業会館内） (055)235-9700(代)
 富士吉田支店 富士吉田市下吉田2-31-14 (0555)22-0992(代)

山梨県信用保証協会では、おおむね次の条件を満たした中小企業者を対象としております。

規模（資本金額と常時使用する従業員数）

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

規模は資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していればよいことになっています。事業協同組合等も対象となります。一部保証の対象とならない業種がありますので、保証協会または金融機関にお尋ねください。製造業等には、運送業、建設業、鉱業を含みます。

山梨県信用保証協会では、一般保証や根保証などさまざまな信用保証を用意しています。また、一般保証とは別枠で利用できる特例保証制度もあります。ご負担いただくのは信用保証料だけです。信用保証料は、年率2.20%以内です。